

認知症施策の推進に係る条例の骨子案について

資料 1

項目	骨子案	委員意見要旨（推進会議①、WG①②③）
①前文	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、高齢化が急速に進展しており、二千二十五年には六十五歳以上の高齢者の五人に一人が認知症になると見込まれている。六十五歳未満で発症する若年性認知症も含め、認知症は、誰もが関わる可能性のある身近な病気ではあるが、認知症の人本人の日常生活に様々な支障をきたすことはもとより、認知症の人を介護する家族にも大きな負担が生じ、介護離職に至ることがあるなど、社会に及ぼす影響も極めて大きく、認知症に関する施策の推進は喫緊の課題 ・こうした中、本県には、活力ある企業、健康づくりや認知症の人を支援する多くの人材がある。さらに、認知症に関する施策の推進のための基盤となり得る国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センターを始めとした専門機関があいち健康の森とその周辺地域に集積していることから、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、平成二十九年に「あいちオレンジタウン構想」を策定 ・同構想では、あいち健康の森とその周辺地域が一体となって、私たち県民一人一人が、認知症に関する理解を深め、つながり、支え合う「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルを目指し、地域づくりと研究開発の両面から取組を進めているところであるが、認知症を取り巻く現状からすれば、県内全域に速やかにこうした取組を広めていく必要がある。そのためには、認知症に関する専門機関、事業者、地域で働き暮らす人々がそれぞれの役割を認識し、認知症について他人事ではなく「じぶんごと」として自発的に行動を起こしていくことが求められる。 ・また、施策の推進に当たっては、認知症の人及びその家族の認知症に関する経験を、認知症に関する県民の理解の促進や他の認知症の人及びその家族に対する支援活動に役立てていくことが重要。こうした取組を推し進めていくことは、認知症の人だけではなく全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現にも寄与 ・更に、この地域においては、南海トラフ地震などの大規模な災害の発生が予想されていることから、災害時に自ら避難することが困難な認知症の人への配慮も求められている。 ・私たちは、このような認識を共有し、県、市町村、県民、事業者、関係機関が一体となって認知症に理解の深いまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になることが見込まれ、認知症は誰もが関わる可能性のある病気、と言った表現を ・若年性認知症の人も対象になっていることを表現したほうがいい。 ・愛知県の認知症の人と家族の会は、全国の中でも活動が活発。本県には、認知症の人を支援する人材が多いので、それを表現できるといい。 ・認知症の人と家族の経験が活かされる旨が表現できるといい。 ・認知症施策を推進することが、すべての県民にとってやさしいまちにつながる。 ・愛知県は、南海トラフなど災害の対応が課題
②目的	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにする。 ・施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進 ・全ての県民が認知症について「じぶんごと」として取り組み、もって認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人及びその家族が安心して暮らせる社会の実現に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人だけでなく家族の視点も必要
③定義	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態 (2) 関係機関 医療機関、介護サービス事業者、研究機関その他の認知症の人に業務上関係のある機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は認知症の人が関わる全ての機関とすべき

④基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。 (1) 認知症の人及びその家族が、その意思が尊重されるとともに、地域社会を構成する一員として自分らしく暮らし続けられることを旨とすること。 (2) 誰もが認知症になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくための地域づくりに「じぶんごと」として取り組むこと。 (3) 県、市町村、県民、事業者及び関係機関が、各々の役割を果たすとともに、相互に連携して社会全体で取り組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人だけでなく家族の視点も必要 ・認知症の人の社会参加を進める内容とすべき ・認知症になっても頑張れる「あいち」になるように
⑤県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、基本理念にのっとり、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ・県は、市町村が実施する認知症に理解の深いまちづくりの推進に資する施策を支援するように努めなければならない。 	
⑥市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、認知症の人が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、県、事業者及び関係機関と連携を図りながら、認知症の人及びその家族に対する総合的な支援の実施に努める。 	
⑦県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識及び理解を深め、日常生活において自ら認知症の予防に向けた取組を行うように努める。 ・県民は、県及び市町村が実施する施策に協力するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人もその家族も県民なので、「県民の役割」の項目において、認知症の人もその家族もやれることはやるということがいい。
⑧事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識及び理解を深めるためその従業者に対し必要な教育その他の措置を実施するように努めるとともに、認知症の人に配慮したサービスを提供するように努める。 ・事業者は、基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族が働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するように努める。 ・事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する施策に協力するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の人の就労支援は重要 ・家族が働きやすい環境づくりの視点も必要 ・愛知県はものづくり企業が多く、事業者の関心も高い。家族も含めて働きやすい環境づくりは大事 ・事業者が役割を果たしていくには、県による事業者の支援も必要。事業者が学べる機会を設けるとか。
⑨関係機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は、基本理念にのっとり、相互に連携し、認知症の人に対しその状態に応じた適時かつ適切な医療及び介護が提供されるように努めるとともに、認知症の人及びその家族に対し必要な情報が提供されるように努める。 ・関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する施策に協力するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間、医療と介護、介護機関間の連携が重要
⑩施策の総合的かつ計画的な推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、老人福祉法第二十条の九第一項及び介護保険法第百十八条第一項の規定により作成する計画（高齢者健康福祉計画）において、次に掲げる事項について定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 (1) 認知症施策の基本的な方針 (2) 前号に掲げるもののほか、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 ・知事は、前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ、認知症の人及びその家族の意見を聴くように努める。(→次期高齢者福祉計画策定時から適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公明党の認知症施策推進基本法骨子案において「…、認知症の人及びその家族その他の関係者の意見を聴くよう努めなければならない」という文言が複数あるので、県の条例においても検討したほうがいい。

⑪県民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、県民が認知症に関する知識及び理解を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うように努める。 ・県は、市町村、教育機関、事業者、関係機関及び関係団体（認知症の人及びその家族を支援する活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、児童、生徒、学生、従業者等の認知症に関する学習活動の充実を図るために必要な施策を講ずるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「じぶんごと」をどう伝えるか課題 ・すみずみまで理解を深めてもらうにはどうするか。 ・認知症の人が頑張っている情報があるといい。 ・認知症に関する普及啓発の面で、小中学校等の教育機関との連携は重要
⑫医療及び介護の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、認知症の人が住み慣れた地域で適時かつ適切な医療及び介護を受けることができるよう、次に掲げる施策を講ずるよう努める。 （１）認知症の早期の診断及びその後の適切な対応を行うのに必要な医療従事者の養成に関する施策 （２）認知症の人の適切な介護を行うのに必要な介護従事者の養成に関する施策 （３）認知症に係る専門的な医療を提供する医療機関の機能の充実を図るために必要な施策 （４）前号の医療機関その他の認知症に係る医療を提供する医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護指導者の地域展開を進めることが重要 ・介護環境を良くしていくこと人材育成は重要 ・医療機関間の連携が重要
⑬地域づくりの推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、見守り等を行うための体制の整備、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を講ずるように努める。 ・県は、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくための地域づくりに向けた取組が促進されるよう、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、認知症の人及びその家族が自らの経験により得られたことその他の情報を発信する機会の確保その他の必要な施策を講ずるように努める。 ・県は、認知症の人及びその家族の地域社会への参加が促進されるよう、市町村と連携し、関係機関及び関係団体が行う地域との交流を図るための活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努める。 ・県は、災害その他非常の事態の場合又は認知症の人が行方不明となった場合における認知症の人の安全の確保に資するため、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、必要な措置を講ずるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人は、普通に外出をし、ジムに行ったりしたいと考えている。地域づくりの項目において、そのようなことが表現できるといい。 ・認知症の人と家族へ期待することが打ち出せるといい。 ・認知症の人と家族の経験は社会資源であり重要 ・本人ミーティングの場が増えるといい。 ・県全体での認知症カフェの強化を期待 ・認知症高齢者の独り歩きの増加に対応できるよう警察と自治体の情報提供の仕組みづくり・連携が必要 ・避難時及び避難所での対応等災害時の情報共有が課題
⑭相談体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、認知症の人がその状態に応じて適時かつ適切な医療及び介護並びに生活支援を受けることができるよう、市町村及び関係機関と連携し、認知症の人及びその家族に対する相談体制を整備するよう努める。 ・県は、認知症の人が医療及び介護を受けるに当たり意思決定の支援を適時かつ適切に受けることができるよう、市町村及び関係機関と連携し、必要な施策を講ずるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関において、医療・介護に限定せず関係する情報が得られたり、相談できる機能を作っていくというのが必要 ・認知症の人の意思決定支援は、認知症の初期から成年後見制度が必要な段階までであるので、「相談支援活動の促進」の項目に具体的に書き込めるといい。
⑮認知症研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症の人の介護に関する先進的な研究（以下「認知症研究」という。）の推進並びにその成果の活用に資するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めるものとする。 （１）認知症研究における研究機関、医療機関、関係大学、産業界等の連携を図るための施策 （２）認知症研究の促進のための施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な研究を行っている長寿研が立地していることは愛知の強み。着実に進むよう長寿研の環境整備を打ち出せるといい。
⑯財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 	